

委託契約における受領書類の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪国際平和センター</p>	<p>財団法人大阪国際平和センター施設総合管理業務（設備管理業務、環境衛生管理業務、警備業務、清掃業務、受付案内業務）の委託において、契約の際に、作業員の氏名、住所、年齢、その他の必要な事項を通知することを受託者へ求めているが、警備業務、清掃業務、受付案内業務については通知を受けていない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※業務委託契約書 (作業員の届出等) 第10条 乙は、作業員の氏名、住所、年齢、その他の必要な事項を甲に通知するものとする。また、その者に変更があった場合も同様とする。</p> <p>参考：委託者 財団法人 大阪国際平和センター (「甲」) 受託者 A社(「乙」)</p> </div>	<p>作業員の氏名等の通知を受けることは、受託者が適切な業務実施の体制を整えているかを確認するための重要な手続であり、この確認を怠っていることは問題である。</p> <p>速やかに、受託者に対し、業務委託契約書第10条に基づき、作業員の氏名、住所、年齢その他の必要な事項の通知をするよう指導されたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、警備業務・清掃業務・受付業務について、必要な事項を記載した届を提出させた。</p> <p>今後は、契約書に基づき適切な事務処理に努める。</p>